

特別教育実施記録（記入例）

（労働安全衛生法第59条3項、同法施行規則第38条 準拠の独自様式）

事業場名：

教育を行った者：

記録作成日：

実施年月日	特別教育の業務 (安衛則36条・該当号)	受講者 氏名	所属・ 職種	科目 (教育の内容)	実施 時間数	実施者 (講師)氏名	保存期限 (実施日+3 年・法定)	備考
令和8年9月2日	五号（最大荷重1トン未満のフォークリフト運転）	出田 太郎	物流部	フォークリフトの構造・取扱い、荷役の方法、運転に必要な力学、関係法令	11時間（学科6h+実技5h）	特別教育講師 佐藤次郎	令和11年9月2日	社内特別教育（自社講師）
令和8年9月2日	五号（最大荷重1トン未満のフォークリフト運転）	鈴木 花子	物流部	フォークリフトの構造・取扱い、荷役の方法、運転に必要な力学、関係法令	11時間（学科6h+実技5h）	特別教育講師 佐藤次郎	令和11年9月2日	社内特別教育（自社講師）
令和8年9月15日	三十九号（足場の組立て、解体又は変更の作業）	高橋 一郎	工事部	足場材の組立て・解体・変更の方法、器具工具の点検・整備、労働災害の防止	6時間	外部研修機関（〇〇労働基準協会）	令和11年9月15日	外部講習の受講記録として保管

【記録義務の根拠】安衛則38条「事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない」。この記録は特別教育を1回行うごとに作成する記録であり（record単位）、帳簿全体で1つの保存期限ではありません。特別教育そのものの未実施は法59条3項違反として法119条1号（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）の対象です。記録の作成・保存義務そのものを名指しした罰則条文はありません。

別紙：特別教育を必要とする業務（安衛則36条・代表例）

安衛則36条は、号ごとに列挙する形式で対象業務を定めています（第1号～第41号。枝番を含めると合計60項目。第12号は削除により欠番）。紙面の都合上、代表的な業務のみを掲載します。全項目はサイト本文（対象業務の分類表）でご確認ください。

- ・ 一号 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ・ 五号 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 十六号 つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 十九号 つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛けの業務
- ・ 三号 アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等（アーク溶接等）の業務
- ・ 四号 高圧・特別高圧の充電電路等の敷設、点検、修理又は操作の業務
- ・ 八号 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- ・ 三十九号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（補助作業を除く）
- ・ 四十一号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務

出典: 労働安全衛生法59条3項 / 同法施行規則36条・38条（e-Gov法令検索・2026-09-07確認）